

【様式 8 地域研究会関係】

北東アジア学会地域研究会事業

地域研究会等での若手研究者の報告に対する交通費補助申請書

この書面は2ページにわたります。補助の条件と領収書などの添付書類の指示が、次ページあるいは裏面にありますので、その内容に沿って申請して下さい。

北東アジア学会会長 殿

わたしは、以下の様式によって、地域研究会事業にかかる交通費補助の申請を行ないます。

申込年月日	年 月 日		
会員種別 <small>いずれかに○を</small>	個人会員[一般・学生] / 賛助会員 / 特別賛助会員		
フリガナ ご氏名			
ご所属			
ご年齢	歳		
連絡先 <small>(申込後3ヶ月間は 連絡がとれるところ)</small>	〒	電話番号	- -
		ファックス	- -
		電子メール	@
助成申請額	円 (上限 30,000 円)		
支出内訳 <small>(領収証のあるもの と無いものを切り分 けて記して下さい)</small>	項目	区間	金額
	交通費(鉄道、バス、 飛行機、その他)	—	円
	交通費(鉄道、バス、 飛行機、その他)	—	円
	交通費(鉄道、バス、 飛行機、その他)	—	円
	交通費(鉄道、バス、 飛行機、その他)	—	円
	交通費(鉄道、バス、 飛行機、その他)	—	円
	計		
助成金振込先	_____銀行・信用金庫 _____本店・支店・営業所 普通・当座 番号 _____ 名義人 _____ 名義人ふりがな _____		

※支出内訳に記入した項目についての領収書添付に関しては次ページあるいは裏面を参照のこと。

以下、事務局使用欄

会費滞納:	なし ・ あり
帳票類:	OK(確認____・____・____) ・ 不備(連絡____・____・____)
常任理事会報告:	____・____・____
支払処理:	OK(確認____・____・____) ・ 不備(連絡____・____・____)

◆補助対象者及び補助執行に係わる条件

- ①補助対象となる「若手研究者」とは、学生会員、または定職を持たない 50 才未満の研究者である一般会員を指す
- ②交通費補助は、実費を支払う形で執行する。但し上限を 3 万円とし、申請は各人につき学会会計年度(毎年 8 月 1 日に開始し、翌年の 7 月 31 日に終了する)内に 1 回限りとする。
- ③申請の時点で会費を滞納している会員については、交通費補助の対象としない。
- ④申請者は補助を求める交通費について、全てその裏付けとなる領収書を申請書に添付するものとする(クレジットカード使用明細でも可)。但し、切符有効期限 2 日未満の近距離鉄道移動、または路線バスによる移動については、領収書等の添付は不要とし、申請された経路に基づいて概算で交通費補助を執行する。なお、特段の事情がない限りタクシー等による移動に対して補助は行わない。
- ⑤申請された経路や交通手段について疑義がある場合、領収書などの裏付けが不足している場合、会計の判断で交通費補助を執行しない場合がある。